平成２３年（フ）第３３３３号
埼玉県さいたま市南区文蔵４丁目25―12―101
債務者　加藤　佾子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３３４号
東京都練馬区春日町４丁目６―13―102
債務者　小林政太郎
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３３９号
東京都練馬区大泉学園町８丁目９―14　第２市川荘22号
債務者　菱　　幸徳
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３４８号
東京都世田谷区東玉川１丁目41―８―102
債務者　安藤　嗣優（旧姓野崎）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３５１号
東京都北区上中里２丁目40―７　亀滝方
債務者　大石　秀之
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３５３号
千葉県習志野市袖ヶ浦２丁目１―７―407
債務者　野口由紀子（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３６２号
東京都板橋区清水町８―２
債務者　杉山　佳江（旧姓依田）
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３６６号
東京都大田区田園調布２丁目11―７
債務者　山本　志穂
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３６７号
東京都新宿区新宿１丁目12―８―503
債務者　末廣ともえ
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３６８号
神奈川県川崎市多摩区枡形２丁目13―12―107
債務者　松本奈津美こと　李　　春梅
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３６９号
神奈川県大和市福田２丁目５―11―506
債務者　田口　行信
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３７２号
東京都調布市深大寺東町１丁目14―５
債務者　高間　涼司
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３７６号
東京都墨田区墨田３丁目16―６―101
債務者　高橋　昌靖
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３８０号
東京都練馬区大泉学園町１丁目28―11―901
債務者　高橋　弥生
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３９４号
東京都東久留米市中央町６丁目２―43　Kハウス A号
債務者　齋藤　知哲
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１９号
横浜市南区井土ケ谷中町157番地　ダイアパレス井土ケ谷417
債務者　芳野　智行
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部